

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 業務規程の一部改正新旧対照表	1
・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	3
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	10
・ 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	11
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	12
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	17
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	22
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	23
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	26
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	30

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(受益証券を除く。)は、1株(新株予約権証券については、新株予約権<u>1個</u>を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合には1円、3,000円を超え5,000円以下の場合には5円、5,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え50万円以下の場合には500円、50万円を超え300万円以下の場合には1,000円、300万円を超え500万円以下の場合には5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合には1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合には5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(受益証券を除く。)は、1株(新株予約権証券については、新株予約権の<u>目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数</u>を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合には1円、3,000円を超え5,000円以下の場合には5円、5,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え50万円以下の場合には500円、50万円を超え300万円以下の場合には1,000円、300万円を超え500万円以下の場合には5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合には1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合には5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)</p> <p>第7条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる株式をいう。以下同じ。))の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募又は株主割当て以外の方法をいう。)による募集株式の割当て等については、当取引所が定める規則によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。</p>	<p>(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)</p> <p>第7条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当て等については、当取引所が定める規則によるものとする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、<u>その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</u></p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a o までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ～ a k (略)</p> <p><u>a l 内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出</u></p> <p><u>a m (略)</u></p> <p><u>a n (略)</u></p> <p><u>a o a から前 a n までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a ～ l (略)</p> <p>m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（<u>債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。</u>）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <p>n ～ t (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、直ちに<u>その内容（第1号 a に該当する場合で、第三者割当（募集株式等（募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。以下同じ。）の割当ての方法のうち、公募（一般募集による新株予約権の発行を含む。）又は株主割当て以外の方法をいう。以下同じ。）による募集株式等の割当てを行うときは、投資判断上重要なものとして当取引所が定める内容を含む。）を開示しなければならない。</u></p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a n までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ～ a k (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>a l (略)</u></p> <p><u>a m (略)</u></p> <p><u>a n a から前 a m までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a ～ l (略)</p> <p>m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <p>n ～ t (略)</p>

u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

v～y （略）

（子会社等の情報の開示）

第3条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定期理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。

(1) （略）

(2) 上場会社の子会社等に次のaからlまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～i （略）

j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

k・l （略）

(3) （略）

第6条 削除

u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

v～y （略）

（子会社等の情報の開示）

第3条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) （略）

(2) 上場会社の子会社等に次のaからlまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～i （略）

j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

k・l （略）

(3) （略）

（非上場親会社等の情報の開示）

第6条 上場会社が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合

にあつては、いずれか一つの会社をいうものとする。
以下この条において同じ。)を有している場合において、
上場会社は、その親会社等が次の各号のいずれかに
該当するとき(第1号に掲げる事項及び第2号に掲
げる事実にあつては、当取引所が定める基準に該当す
るものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微
なものと当取引所が認めるものを除く。)は、直ちに
その内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の親会社等の業務執行を決定する機関
が、次のaからoまでに掲げる事項のいずれかを行
うことについての決定をした場合(当該決定に係る
事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- a 資本金の額の減少
- b 株式交換
- c 株式移転
- d 合併
- e 会社分割
- f 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- g 解散(合併による解散を除く。)
- h 新製品又は新技術の企業化
- i 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- j 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は
取得その他の子会社等の異動を伴う事項
- k 固定資産の譲渡又は取得
- l 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始
の申立て
- n 新たな事業の開始
- o 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に
規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受
ける場合に限る。)又は法第24条の6第1項に規
定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規
定する公開買付け

(2) 上場会社の親会社等に次のaからcまでに掲げる
事実のいずれかが発生した場合

- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じ
た損害
- b 主要株主又は筆頭株主の異動
- c 不渡り等

(3) 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計

期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る決算の内容が定まった場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示することを当取引所に書面により確約したときは、この限りでない。

(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が前項各号に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合

(4) その他当取引所が適当と認める者である場合

（上場外国会社による情報の開示）

第7条 上場外国会社は、第2条から第5条までのほか、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、その発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

（財務会計基準機構への加入状況等に関する開示）

第9条の2 上場内国会社は、事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合は、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。）を開示しなければならない。ただし、当取引所が定める場合は、この限りでない。

（支配株主等に関する事項の開示）

第11条 (略)

（上場外国会社による情報の開示）

第7条 上場外国会社は、第2条から前条までのほか、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

（支配株主等に関する事項の開示）

第11条 (略)

2 上場会社が親会社等（親会社等が会社である場合に
限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、
上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社
をいい、その影響が同等であると認められる場合に
あっては、いずれか一つの会社をいうものとする。）
を有している場合において、当該親会社等の事業年度
若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸
表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項に
おいて同じ。）又は連結会計年度若しくは中間連結会
計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社
である場合には、四半期連結累計期間。次項において
同じ。）に係る決算の内容が定まったときは、上場会
社は、直ちにその内容を開示しなければならない。

（新設）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に
は、上場会社は同項に規定する開示を要しないものと
する。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該
当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等
に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重
大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示す
ることを当取引所に書面により確約したときは、この
限りでない。

（新設）

(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場され
ている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国の金融商品取引所等において
上場若しくは継続的に取引されている株券等の発
行者である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄
であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは
中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会
計期間に係る決算の内容を把握することが困難であ
ると当取引所が認める者である場合

(4) その他当取引所が適当と認める者である場合

（書類の提出等）

第20条 上場会社は、当取引所が定めるところに従い、
次の各号に掲げる書類を提出するものとし、当該書類
のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所
が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(7) (略)

(削る)

（書類の提出等）

第20条 上場会社は、当取引所が定めるところに従い、
次の各号に掲げる書類を提出するものとし、当該書類
のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所
が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 親会社等に関する書類

(8) (略)

(9) (略)

2 (略)

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第21条 上場会社は、第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。以下同じ。）による募集株式（有価証券上場規程第7条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当てを行う場合には、当取引所が定めるところにより、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

(独立役員の確保)

第31条の2 上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない。

(第三者割当に係る遵守事項)

第34条 上場会社は、第三者割当による募集株式等（募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。以下同じ。）の割当てを行う場合（当取引所が定める議決権の比率が25%以上となる場合に限る。）又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行わなければならない。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして当取引所が定める場合はこの限りでない。

(1)・(2) (略)

(コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組み)

第42条の2 上場会社は、当取引所が提示する留意事項

(9) (略)

(10) (略)

2 (略)

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第21条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当てを行う場合には、当取引所が定めるところにより、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

(新設)

(第三者割当に係る遵守事項)

第34条 上場会社は、第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合（当取引所が定める議決権の比率が25%以上となる場合に限る。）又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行わなければならない。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして当取引所が定める場合はこの限りでない。

(1)・(2) (略)

(新設)

を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めなければならない。

(会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備)

第46条の2 上場内国会社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。 (新設)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号a1の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用する。
- 3 改正後の第9条の2の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用する。
- 4 改正後の第31条の2の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損</p> <p>第三者割当（<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第21条に規定する第三者割当をいう。以下同じ。</u>）により支配株主（<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。</u>）が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当取引所が認めるとき</p> <p>(10)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損</p> <p>第三者割当により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当取引所が認めるとき</p> <p>(10)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、新株券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、新株予約権証券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅に新株予約権の行使により交付される株数を乗じて算出した値幅とする。</u></p> <p>5 第1項及び前2項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、新株券及び新株予約権証券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 第1項及び前項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行</p>

為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) (略)

(b) 子会社化（他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）又は非子会社化（他の会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

d～g (略)

(2)～(5) (略)

10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。ただし、(5)にあつては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1) (略)

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由

(3)・(4) (略)

(5) 独立役員（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条の2に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。）

為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) (略)

(b) 子会社化（他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）又は非子会社化（他の会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

d～g (略)

(2)～(5) (略)

10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(5)までに掲げる事項をいうものとする。

(1) (略)

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(3)・(4) (略)

(新設)

a 当該会社の親会社又は兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

d 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。）

e 次の(a)又は(b)に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

(a) aから前dまでに掲げる者

(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含む。）

(6) (略)

13の3 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係

第1項に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合することをいい、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(5) (略)

13の3 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係

第1項に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合することをいい、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権1個の目的である株式が上場株券等1株に係るものであること。

(4) (略)

(4) 新株予約権証券の数が2,000単位以上であること。

(5) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。
- 2 改正後の10の4(2)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の10の4(1)から(4)まで及び(6)に掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を、平成22年3月31日までに（同日までに当取引所が新規上場を承認していない場合にあっては、当取引所が新規上場を承認する日に）当取引所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間は、改正前の10の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を提出し、当該報告を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の10の4(1)から(4)まで及び(6)に掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を、平成22年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の10の4(5)の規定は、施行日以後に内国株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 7 施行日前に内国株券の新規上場を申請した者は、改正後の10の4(1)から(6)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく（当該定時株主総会の日までに当取引所が新規上場を承認していない場合にあっては、当取引所が新規上場を承認する日に）当取引所に

(5) 新株予約権の目的である株式数が2,000単位以上であること。

(6) (略)

提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 8 施行日において現に上場されている内国株券の発行者は、改正後の10の4(1)から(6)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該発行者は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。<u>この場合における上場審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条から第33条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。</u></p> <p>ロ （略）</p> <p>(b)～(e) （略）</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(c) （略）</p> <p>(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、<u>新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申</u></p>	<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。<u>この場合において、新規上場申請者は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条から第33条の規定を遵守するものとする。</u></p> <p>ロ （略）</p> <p>(b)～(e) （略）</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(c) （略）</p> <p>(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、<u>当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項</u></p>

請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

e (略)

(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a～c (略)

d 第4号関係

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申

に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11(8)の規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

e (略)

(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a～c (略)

d 第4号関係

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項

請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

e (略)

(3) (略)

5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第2号関係

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ (略)

に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11(8)の規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

e (略)

(3) (略)

5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第2号関係

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(e)・(f) (略)

c (略)

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条から第33条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

ロ (略)

(b)～(e) (略)

e (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第20条の規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

(e)・(f) (略)

c (略)

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条から第33条の規定を遵守するものとする。

ロ (略)

(b)～(e) (略)

e (略)

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の1(1)dの(d)ロ、1(2)dの(d)ロ及び5(1)bの(d)ロの規定は、この改正規定の施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の1(1)cの(a)イ及び5(1)dの(a)イの規定は、平成23年3月1日以後に終了する事業年度を直前事業年度として新規上場申請を行う内国株券の上場審査から適用し、当該事業年度より前の事業年度を直前事業年度として新規上場申請を行う内国株券の上場審査については、なお従前の例による。

(2) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者（国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。）の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（<u>有価証券上場規程第7条の3に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。</u>）による募集株式（<u>有価証券上場規程第7条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。</u>）の割当て等について、必要な事項を定める。</p> <p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)</p> <p>第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、<u>第三者割当等</u>による募集株式の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者（国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。）の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当て等について、必要な事項を定める。</p> <p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)</p> <p>第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、<u>株主割当その他当取引所が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という。）</u>による募集株式の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制の取扱い)</p> <p>(削る)</p> <p>第21条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 <u>上場前公募等規則第25条第1項</u>に規定する「その他当取引所が適当と認める方法」とは、<u>日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であつて、当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
<p>(第三者割当等による新株予約権の割当て等に関する規制の取扱い)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>第21条第2項</u>の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、<u>第21条第2項第1号中「割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。））」とあるのは「割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。））」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。））」とあるのは「割当新株予約権について他の種</u></p>	<p>(第三者割当等による新株予約権の割当て等に関する規制の取扱い)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>第21条第3項</u>の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、<u>第21条第3項第1号中「割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。））」とあるのは「割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。））」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。））」とあるのは「割当新株予約権について他の種</u></p>

類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）と読み替えるものとする。

3 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより提出する」場合について準用する。

4～7 （略）

（ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い）

第25条 （略）

2～5 （略）

6 第21条第2項（第2号を除く。）の規定は、上場前公募等規則第29条第2号に規定する「第25条第1項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）」について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権（以下「報酬として割当てを受けた新株予約権」という。）」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）についても同日まで所有

類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）と読み替えるものとする。

3 第21条第4項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより提出する」場合について準用する。

4～7 （略）

（ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い）

第25条 （略）

2～5 （略）

6 第21条第3項（第2号を除く。）の規定は、上場前公募等規則第29条第2号に規定する「第25条第1項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権（以下「報酬として割当てを受けた新株予約権」という。）」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）についても同日まで所有

すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第26条 第21条第2項の規定は、上場前公募等規則第30条第1項に規定する「第25条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。

すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第26条 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条第1項に規定する「第25条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a～k （略）</p> <p>1 第1号<u>a</u>に掲げる事項</p> <p>定款の変更理由が次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>(a)・(b) （略）</p> <p><u>(c) その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからdまでに掲げる内容を<u>含めるものとする。</u></p> <p>a～d （略）</p> <p>(削る)</p>	<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a～k （略）</p> <p>1 第1号<u>a 1</u>に掲げる事項</p> <p>定款の変更理由が次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>(a)・(b) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>第2条に規定する投資判断上重要なものとして当取引所が定める内容は、次のaからdまでに掲げる内容をいう。</u></p> <p>a～d （略）</p> <p>4 <u>第6条（非上場親会社等の情報の開示）第1項関係</u></p> <p>(1) <u>1(1)bからfまで、h及びiの規定は、第1項に規定する当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事実に係るものについて準用する。この場合において、「上場会社」とあるのは「上場会社の親会社等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(2) <u>1(2)aの規定は、第1項に規定する当取引所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものについて準用する。</u></p>
<p>4 第9条（投資単位の引下げに関する開示）関係</p> <p>第9条に規定する最近の投資単位として当取引所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段</p>	<p>5 第9条（投資単位の引下げに関する開示）関係</p> <p>第9条に規定する最近の投資単位として当取引所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段</p>

を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この4において同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

5 第9条の2 (財務会計基準機構への加入状況等に関する開示) 関係

第9条の2ただし書に規定する当取引所が定める場合とは、上場内国会社が第4条の規定に基づき事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際に、公益財団法人財務会計基準機構の会員マークを表示している場合をいう。

7 第11条 (支配株主等に関する事項の開示) 第1項 関係

第1項に規定する当取引所が定める支配株主等に関する事項とは、次の(1)から(6)に定める事項をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。)が第11条第3項の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。)には、同項の適用を当取引所に認められた理由

(4)～(6) (略)

11 第20条 (書類の提出等) 第1項 関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(10)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合)にあっては、代表取締役が所要の手續に

を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この5において同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

(新設)

7 第11条 (支配株主等に関する事項の開示) 関係

第11条に規定する当取引所が定める支配株主等に関する事項とは、次の(1)から(6)に定める事項をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。)が第6条第2項の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。)には、同項の適用を当取引所に認められた理由

(4)～(6) (略)

11 第20条 (書類の提出等) 第1項 関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(10)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合)にあっては、代表取締役が所要の手續に

従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。)を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

a～o (略)

p 第2条第1号a mに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。この場合において、上場内国会社は、(a)に掲げる書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録(法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録)の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

q 第2条第1号a nに掲げる事項

変更後のスキームについて記載した書面
変更後直ちに
(2)～(7) (略)
(削る)

従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。)を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

a～o (略)

p 第2条第1号a lに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。この場合において、上場内国会社は、(a)に掲げる書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録(法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録)の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

q 第2条第1号a mに掲げる事項

変更後のスキームについて記載した書面
変更後直ちに
(2)～(7) (略)
(8) 親会社等に関する書類の提出

a 上場会社は、継続開示会社である親会社等(国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者その他当取引所が適当と認める者を除く。)を有している場合であつて、当該親会社等が内閣総理大臣等に次の(a)から(d)までに定める書類を提出した場合には、提出した書類の写しを、提出後遅滞なく当取引所に提出するものとする。

(a) 有価証券報告書(訂正有価証券報告書を含む。)及びその添付書類

(b) 半期報告書(訂正半期報告書を含む。)

(c) 四半期報告書(訂正四半期報告書を含む。)

(d) 臨時報告書(訂正臨時報告書を含む。)

この場合において、当該上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

b 上場会社は、第6条の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する同条第1項各号に係る事項を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した「非上場の親会社等の変更通知

(8) (略)

(9) (略)

16の2 第31条の2 (独立役員確保) 関係

第31条の2に規定する独立役員確保については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 上場内国会社は、独立役員に関して記載した当取引所所定の「独立役員届出書」を当取引所に提出し、当該「独立役員届出書」を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(2) 上場内国会社は、前(1)に規定する「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場内国会社は、当該変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。
- 2 改正後の16の2(1)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に内国株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に内国株券の新規上場を申請した者は、改正後の16の2(1)に規定する独立役員届出書を、平成22年3月31日までに(同日までに当該内国株券が新規上場していない場合にあつては、新規上場日に)当取引所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該書面を上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 施行日において現に上場されている内国株券の発行者は、改正後の16の2(1)に規定する独立役員届出書を、平成22年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

書」を、確定後遅滞なく当取引所に提出するものとする。

(9) (略)

(10) (略)

(新設)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(8) (略) (9) 支配株主との取引の健全性の毀損 a 第9号の2に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等（<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に規定する募集株式等をいう。以下同じ。</u>）の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいう。 b～e (略) (10)～(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(8) (略) (9) 支配株主との取引の健全性の毀損 a 第9号の2に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいう。 b～e (略) (10)～(16) (略)</p>